

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 指定、公園計画及び公園事業（第6条－第13条）
- 第3章 保護及び利用（第14条－第28条）
- 第4章 風景地保護協定（第29条－第34条）
- 第5章 公園管理団体（第35条－第40条）
- 第6章 雑則（第41条－第43条）
- 第7章 罰則（第44条－第50条）
- 第8章 委任（第51条）

附則

第1条中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第2条第1号中「すぐれた」を「優れた」に、「第12条」を「第6条」に改め、同条第3号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第3条中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県は、県立自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が県立自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、県立自然公園における生態系の多様性の保全その他の生物の多様性の保全を旨として、県立自然公園の風景の保護に関する施策を推進するものとする。

第2章を削る。

第3章中第12条を第6条とし、第13条から第19条までを6条ずつ繰り上げ、同章を第2章とする。

第7章中第33条を第51条とし、同章を第8章とする。

第32条中「前4条」を「第44条、第45条、第47条又は前条」に改め、同条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

第50条 第16条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、5万円以下の過料に処する。

第31条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同条第7号中「第27条第5項」を「第41条第5項」に、「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「第26条第2項」を「第28条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第26条第1項第1号」を「第28条第1項第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「第24条第1項」を「第26条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「第22条第5項」を「第24条第5項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加え、同条を第48条とする。

(1) 偽りその他不正の手段により第16条第5項の立入認定証の再交付を受けた者

(2) 第19条第4項の許可を受けずに認定関係事務の全部を廃止した者

(3) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条中「第22条第2項」を「第24条第2項又は第38条」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第47条とする。

第29条各号列記以外の部分中に「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第20条第4項」を「第14条第4項又は第15条第3項」に改め、同条第2号中「第21条」を「第23条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第45条とする。

(2) 偽りその他不正の手段により第16条第1項の認定を受けた者

第45条の次に次の1条を加える。

第46条 第20条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条中「第23条」を「第25条第1項」に、「50万円」を「100万円」に改め、第6章中同条を第44条とする。

第6章を第7章とする。

第27条の3第1項中「第20条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条第2項中「第20条第5項」を「第14条第5項」に、「第22条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第3項中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第27条の2第1項中「第20条第4項」を「第14条第4項」に、「第21条」を「第23条」に、「第22条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条第2項中「第27条」を「第41条」に改め、同条を第42条とする。

第27条第1項から第3項までの規定中「かき」を「垣」に改め、同条第5項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、第5章中同条を第41条とする。

第5章を第6章とする。

第26条第1項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「まゝ」を「まま」に、「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条を第28条とする。

第25条第2項中「第12条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第27条とする。